平成３０年（フ）第９０号
三重県津市安東町1322番地
債務者　髙橋　　新
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１８号
三重県名張市鴻之台５番町34番地２　グレース鴻之台２号館201号、前住所大阪府堺市東区南野田344番地10　エレガンス北野田210号
債務者　太田　光則
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第１０号
滋賀県彦根市平田町72番地６
債務者　北川　雄大
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第４８号
滋賀県近江八幡市西庄町1252番地２、前住所愛知県一宮市馬見塚字長畑３番地４ペティハウスロベリア201号
債務者　阿加井佳之
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第４９号
滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺185番地118、前住所福岡県嘉麻市桑野2062番地１
債務者　後藤万希子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第１６号
滋賀県長浜市千草町160番地　改良住宅長浜団地　第Ａ－３－２号
債務者　西沢　茂美
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第６２号
兵庫県伊丹市中央５丁目２番６－503号
債務者　渡辺　　宏
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第７６号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目２番１－201号
債務者　土田　圭子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第８２号
兵庫県宝塚市鹿塩１－７－15、住民票上の住所堺市西区浜寺元町５丁672番地　辻井方
債務者　穴吹　将彦
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２０３号
兵庫県姫路市市川台３丁目１番地　５－229
債務者　野坂　恵子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１３２号
奈良市西大寺宝ヶ丘７番30号　宝ヶ丘ガーデンハイツ202号
債務者　橋田　　甚
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１３５号
奈良県桜井市大字谷159番地の１　207号
債務者　森　　博行
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１５４号
岡山市北区岡南町１丁目９番31号、旧住所岡山市北区延友523番地６
債務者　服部　　椿（旧姓宗近）
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７１号
岡山市中区湊124番地　ニューファミール湊Ｂ－201
債務者　桒田　生美
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７４号
岡山県赤磐市坂辺531番地３
債務者　大田原幸子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０６号
広島市安佐北区亀山５丁目34番12－８号
債務者　河本　芳貴
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４０号
広島県三原市宮沖５丁目８番３－205号
債務者　西本　信子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
広島地方裁判所尾道支部